

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

平成 29 年 11 月発行

No. **85**
2017 / NOV.

- 目次**
- ② 木曾税務署長 着任のごあいさつ
 - ③ 女性部研修会
 - ④～⑤ 税務署からのお知らせ
 - ⑥ 会員企業のご紹介
 - ⑦ 税務署からのお知らせ
 - ⑧～⑨ 税金Q & Aコーナー
 - ⑩ 青年部県連合同例会・支部活動（木祖村支部）
 - ⑪ 個人住民税の特別徴収のお願い（県庁市町村課）
 - ⑫ 事務局日誌



— 定勝寺山門の紅葉 — （木曾・大桑）

国の重要文化財に指定されている本堂、庫裏、山門が今も時代の威厳を漂わせています。

ウグイス張りの本堂の廊下や、東洋一の木曾ヒノキだるま座像も見ものです。
（中山道 須原宿）



着任のごあいさつ

木曾税務署長 中原 義仁



本年7月の人事異動で、関東信越国税局徴収部特別整理部門から木曾税務署長を拝命しました中原と申します。池田町出身で関東信越国税局の前には春日部税務署の副署長を勤めさせていただきました。長野県内の勤務は、長野税務署、松本税務署があり、木曾税務署の勤務は2回目でございます。昨年、木曾路が文化庁の日本遺産に選ばれました。豊かな自然に恵まれ、自然と文化に恵まれた地に再び勤務できることをとても嬉しく思います。

前任の笹本同様、何卒、宜しくお願い申し上げます。

木曾法人会の皆様方には、日頃から、法人会活動等を通じまして、税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜っております。改めまして、厚く御礼申し上げます。

さて、木曾法人会におかれましては、基本指針である「企業経営及び社会の健全な発展」、「納税意識の向上」に基づき、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、各種研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取り組みなどの活動を活発に展開され、会員企業や地域社会の健全な発展に大きく貢献されておられます。

また、郡内中学生に対する「税金クイズ」の実施など、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。

これは、ひとえに大沢会長をはじめ、法人会各役員並びに各会員の皆様方のご努力の賜物と、心から敬意を表する次第であります。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、社会経済のグローバル化・ICT化の中で急速に変化しております。とりわけ消費税法の税制改正による消費税率の見直しと軽減税率制度の導入、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の本格実施等、時代の変革期でもあります。

私ども国税当局は、こうした変化に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」との不変の使命を果たしていく必要がありますが、これは、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、皆様方のお力添えが不可欠と考えております。

特に、社会保障・税番号制度につきましては、本年1月から所得税等の申告書へのマイナンバーの記載が本格化いたしました。制度の

確実な定着及び円滑な実施に向け、国税当局においても、関係民間団体等に対する説明会の場で周知・広報に積極的に取り組んでいるところであります。

法人会の皆様方におかれましては、引き続き、マイナンバー制度の定着に向けての周知・広報にお力添えをお願いいたします。

また、平成28年11月の税制改正により、平成31年10月に消費税率10%への引上げと消費税の軽減税率制度が実施されることとなりました。国税当局といたしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正の内容や消費税の取組みを十分に理解し、自ら適正な申告・納税ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応等に着実に取り組んでいくこととしております。

木曾法人会におかれましては、会員の皆様がこの制度を十分に理解していただけますよう、説明会の開催などにつきまして、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

次に、「e-Taxの普及・拡大」でございます。

私ども国税当局は、納税者の皆様の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、e-Taxをはじめとする税務行政のICT化の一層の進展に努めているところであります。

法人会の皆様方には、e-Taxの利用促進につきましても引き続き宜しくお願い申し上げます。

木曾法人会におかれましては、公益性を意識した事業の充実と地域社会に根ざした活動を行っておられます。

私どもとは、従来から良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、地域社会のリーダーである皆様に、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私ども税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっております。誠に心強く感じている次第であります。

今後とも木曾法人会の皆様と積極的に意見交換を行いながら、相互の一層の連携・協調を図り、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、木曾法人会並びに会員企業の皆様のご益々のご繁栄、会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

大河ドラマ「井伊直虎」を訪ねて

— 女性部研修会の車中で税金クイズ実施 —

前日からの天気予報は雨。案の定、朝起きると結構な雨が降っていました。なんとか、私の「晴れ女」で晴れてくれないかなと思いつつ、バスに乗り込みました。

人生経験の豊富な女性部の面々だけあり、雨など全く気にせず、朝からパワー全快で出掛けていきました。バスの中での税金クイズは、小学生は全問正解するそうですが、全くわからない出題ばかり、勉強になりました。

まず始めの見学場所である、うなぎパイの工場に到着。甘い匂いに誘われ中に入り、ささっと見て即、売店へ。皆、両手いっぱいのお土



気賀関所前にて（9月28日）

産。まだ始まったばかりですよ！という感じでした。次に添乗員さんの提案で、浜松フラワーパークに行きました。なんと到着する頃には、青空も見える天気になっていました（恐るべき、おばちゃんパワー）。いよいよ今回の研修旅行のメインイベント、うなぎの蒲焼きの昼食タイム。フラワーパークで歩き、お腹を空かせ準備万端。当然、シュワシュワっとした飲み物で喉をうるおし、美味しい鰻を頂きました。午後は、NHK大河ドラマの「井伊直虎」の菩提寺である「龍潭寺」を訪ねました。

こういう場所に来ると不思議と無言になり、はるか昔の時代にタイムスリップしたようで、しばし庭をながめてしまいました。続いてドラマ館にも足を運びました。リアルタイムの大河ドラマなので、とても楽しく見学させていただきました。

あつという間の研修旅行。部員の親睦も深まり、楽しい1日となりました。ぜひ、次回はこの楽しさを、より多くの部員の方々に味わっていただけるよう、参加者が多くなることを祈りつつ、帰路に着きました。

女性部副部長 大畑 淳子

野菜はしっかり、ご飯は半分

— 女性部県連合同例会に参加 —

9月22日(金)に、諏訪で県連女性部の合同例会があり、正副部長、事務局8名で参加しました。

講演会は、講師にテレビでもお馴染みの医学博士の池谷敏郎氏で、「血管を鍛えると超健康



合同例会会場にて（9月22日RAKO華乃井ホテル）

になる！」と題してお話をお聞きました。安定剤の服用は、「ぴん・ぴん・ころり」ではなく、「ぴん・ねん・ころり」になるから、先生は、絶対に処方しないとの事。野菜をしっかり食べて、ご飯は半分にする。そして、手軽にできる『ゾンビ体操』を教えてくださいました。これならできると思ったのですが、食後30分～1時間後にやる3分間が、なかなかできない現実です。

その後の懇親会では、それぞれのテーブルに、諏訪の会員さんが入り楽しく過ごしました。

諏訪の女性部の方々と、諏訪の御柱の木やり歌を披露していただき、木やりの素敵な声に感動しました。

女性部部长 小瀬木 礼子

平成31年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度が実施されると、標準税率10%と
軽減税率8%の複数税率となります。

日々の取引や経理にどのような影響があるの？

《例》 飲食料店の小売業を営む事業者の方

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいかを確認



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジの導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小事業者の方には支援措置があります。



- 必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付

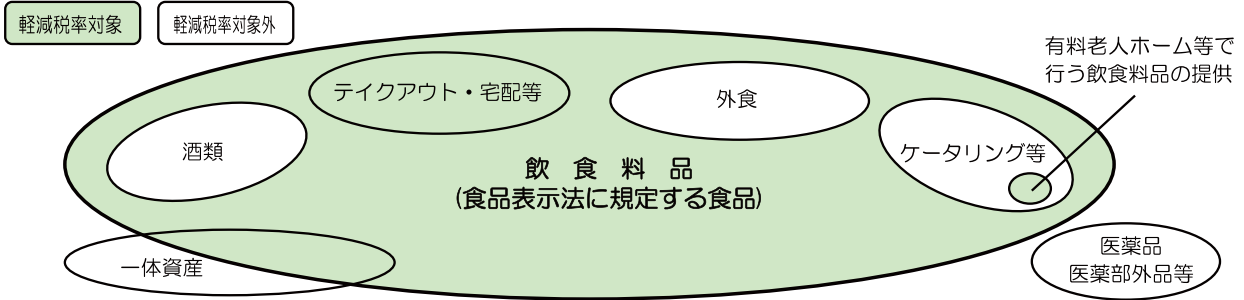
スーパー○○ 領収書	
11/2	
牛肉 8%	5,400円
割り箸	2,200円
合計	7,600円
(8%対象)	5,400円
(10%対象)	2,200円
お預り	8,000円
お釣	400円

軽減対象品目の取扱いがない事業者の方や、免税事業者の方も、
制度に対応するための準備が必要となる場合があります。

- 軽減税率制度に関するご相談
(消費者軽減税率電話相談センター)
専用ダイヤル 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
- 消費税の軽減税率制度について (国税庁)
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の補助金 (軽減税率対策補助金事務局)
<http://kzt-hojo.jp>
- 消費税の転嫁等に関する相談等
(消費税価格転嫁等総合相談センター)
<http://www.tenkasoudan.go.jp>

1 軽減税率の対象となる品目

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が 1 万円以下であって、食品の価額の占める割合が 2/3 以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成 31 年 10 月～平成 35 年 9 月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

課税事業者・免税事業者の方

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成 31 年 9 月 30 日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額 (上記に加え)	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 (上記に加え)
平成 31 年 10 月 1 日から 平成 35 年 9 月 30 日まで 【区分記載請求書等保存方式】	軽減税率の対象品目である旨	① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が 3 万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成 31 年 11 月分 87,200 円 (税込)

11/1	牛肉	※	5,400 円
11/3	小麦粉	※	2,160 円
...
11/27	しょうゆ	※	3,240 円
11/30	ビール		6,600 円
	合計		87,200 円
			(10%対象 44,000 円)
			(8%対象 43,200 円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)

② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

木曽町支部 株式会社 TREE RING

代表取締役 井口 智明

〒399-5607

長野県木曽郡上松町大字小川1975-3（製造工場）

TEL 0264-24-0172

FAX 0264-24-0173

—— 子どもたちの感性を育む ——

木曽ヒノキの無垢材を使い、保育園の子ども達が使用する椅子・机・玩具や、建築資材の製造・販売を行っております。

無垢材の軽さ・柔らかさ・香り・肌触りなどを通して、子ども達、特に都心部に住む子ども達に、自然と触れ合う機会を提供し、感性を育むことに貢献できたらと思っております。

材料には木曽ヒノキの間伐材を使用しており、その売上は山の整備に充てられ、豊かな森を未来の子ども達に残せるよう、努力して参りたい所存でございます。



会 員 企 業 の ご 紹 介

上松町支部 有限会社 町野産業

代表取締役 町野 洋

〒399-5608

長野県木曽郡上松町大字荻原2400番地

TEL 0264-52-4087

FAX 0264-52-5087

昭和58年より上松町の国道19号線にある滑川橋の脇で会社法人としての営業を始め、最初は石材の採取・加工・施工・販売を主に行ってまいりました。

現在では、土木、建築物解体、墓石、造園その他の工事を様々な顧客のニーズに応じて行わ

せていただいております。

また、最近では大雨や大雪、台風などで倒木する危険がある木や、クレーンが入れないなどの狭い箇所や、建物のすぐそばで伐採が困難な箇所での支障木の伐採等にも力を入れており、多くの御相談を頂いております。

“困った時は町野産業に相談してみよう”、と思っただけの会社でありたいと考えています。



「関東信越国税局 文書照会センター」の設置について

関東信越国税局では、平成 29 年 7 月から、従来、各税務署が行っていた文書照会等の事務の一部について、「関東信越国税局 文書照会センター」（以下「文書照会センター」といいます。）において集中処理しています。

文書照会センターにおける事務の概要は次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

項 目	内 容 等
名 称 等	名 称：関東信越国税局 文書照会センター 所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 電 話：0570-005901（全国一律市内通話料金） ※受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時 （携帯電話・PHS でご利用の場合は、通常通話料金になります。） （また、IP 電話ではご利用いただけない場合があります。）
事務の内容	1 照会文書の発送 ○照会文書を文書照会センターから発送します。 ○照会文書に対する問合せ先及び回答書の提出先は、文書照会センターとなります（ただし、申告書や届出書など、照会文書の回答書以外の提出先は所轄税務署となります。） 2 電話照会 回答期限までにご回答をいただけなかった場合などには、文書照会センターから、電話による問合せをさせていただくことがあります。
対象税務署	関東信越国税局管内 全63税務署

税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください

被害に遭わないための注意事項

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話で問い合わせる場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- 2 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
- 3 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第25弾は、前号に引き続き、消費税の軽減税率制度について、内容を簡単に説明します。

Q 平成31年10月から平成35年9月までの間で仕入税額控除するための区分経理に対応した帳簿と請求書等にする必要があると聞きました。帳簿と請求書等へ追加される記載事項とは、どのようなものですか。

A 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間の仕入税額控除の方式である「区分記載請求書等保存方式」について、説明します。

現行制度において、課税事業者の方は、原則として、法令に規定された事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされています。

軽減税率が実施される平成31年10月1日以降は、現在、保存している帳簿及び請求書等に、区分経理に対応するための記載事項が追加されます。これを「区分記載請求書等保存方式」と呼びます。

現行の消費税法でも売り手側に請求書の交付を義務付けていませんし、区分記載請求書等保存方式においても交付を義務付けるものではありませんが、現在も、事業者の方は日々の取引で請求書等を授受していると思います。

この点、免税事業者の方も課税事業者の方と取引を行う際には、必要に応じて仕入税額控除に必要な請求書等を交付していますが、その際、今後は、免税事業者の方であっても、課税事業者の方に対して飲食料品等を販売する場合、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められる場合が生じることになります。

これまで、免税事業者の方は消費税等の申告が必要ないことから、請求書等への消費税等について気にかける必要はなかったのですが、今後は課税事業者と取引を行う際には、請求書等への区分記載にご留意いただく必要があります。

では、具体的に「区分記載請求書等」の記載事項等について説明します。

「区分記載請求書等」とは、現行の「請求書等保存方式」における、請求書等の記載事項（請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称）に追加して①「軽減税率の対象品目である旨」と②「税率ごとに合計した税込対価の額」が記載されたものをいいます。なお、現行同様、必要事項が記載されていれば、請求書でなくとも領収書やレシートも「区分記載請求書等」として認められます。また、取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入した場合など請求書等の交付を受けることが困難な場合には、これらの事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

それでは、次表に掲げております「区分記載請求書等の記載例」でポイントを2点ほど説明します。

《区分記載請求書等の記載例》

○○御中		請求書	
平成 31 年 11 月分		87,200 円 (税込)	
11/1	牛肉 ※	5,400 円	① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)
11/3	小麦粉 ※	2,160 円	
...	② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載
11/27	しょうゆ ※	3,240 円	
11/30	ビール	6,600 円	(参考) 取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。
合計		87,200 円	
		(10%対象 44,000 円)	
		(8%対象 43,200 円)	
△△(株)		「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。	

1 点目は、取引の中に軽減税率の対象となる品目があれば、その品目に「軽減税率の対象品目である旨」の記載が必要となります。

こちらの記載例では、「牛肉」、「小麦粉」、「しょうゆ」といった軽減税率の対象となる飲食料品には「※ (コメ印)」を付しています。記号で「軽減税率の対象品目である旨」を表記する場合には、その記号が軽減税率の対象品目を示すことを明らかにしておく必要があります。

2 点目は、軽減税率制度の下では、消費税率が標準税率と軽減税率の複数の税率となることから、取引の対価の額についても、記載例②のとおり、税率ごとに合計した税込金額を記載することが必要となります。

なお、請求書等を発行する事業者がこれら記載事項に対応できていないことも考えられることから、「区分記載請求書等保存方式」が適用される期間中は、課税事業者の方が受領した請求書に、2 点の項目について記載がない場合であっても、この 2 点に限っては、請求書等の交付を受けた事業者側が取引の事実に基づき自ら追記して、仕入税額控除を行うことができます。

軽減税率制度実施後には、免税事業者の方も含め、軽減税率の対象品目を取扱う事業者の方は、取引相手や取引商品に応じて、交付する請求書の記載内容や領収書、レシート等の改訂やレジの入れ替えなど事前に準備が必要となり、軽減税率制度実施に伴う区分経理等に対応するため、レジの入れ替えや受発注システムの改修が必要になります。中小事業者の方が行うレジの導入や改修等に対しては、補助金を支給する支援措置が設けられています。どのようなレジに補助がなされるかなど、支援措置の具体的な内容については、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。

専用ダイヤル 0570-081-222

【受付時間】 9 : 00 ~ 17 : 00 (土・日・祝日除く)

次に帳簿の記載事例についても、現行の記載事項 (課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額) に加え、「軽減税率の対象品目である旨」が追加されます。

その他詳しい情報については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

木曽らしさをアピール ～合同例会地元開催～

10月20日に、長野県法人会連合会青年部連絡協議会主催の平成29年度青年部合同例会が木曽法人会青年部の主幹で、上松町ひのきの里総合文化センターにおいて開催されました。

県内各地からの参加者をお迎えする上で、色々悩んだ結果、木曽の若い人が頑張っている姿を見ていただく事が良いのではないかと考え、木曽出身のシンガーソングライターのイグアさんを招いて、歌とトークの研修会を企画しました。イグアさん自身は、木曽を元気にという思いで活動をしており、今年初めて蘇南高校の生徒さんに歌やトークで自らの生き方を伝えたり、「おとそ」というライブを企画し、地元の高校生を巻き込み精力的に活動をされています。

そして今回もイグアさんの提案で、部長自らステージに上がれば盛り上がる、と言われ私と部員の町野さんが加わり共演したりして、無事に研修会は終了しました。その後の懇親会については、ふれあいさんをお願いをし、安くて美

味しいケータリングでおもてなしです。木曽の味覚を味わっていただこうと、山女魚の塩焼き・ジビエの串焼き・信州そばなどを堪能していただき、お越しになった多くの方から好評を得ました。

続く21日には木曽駒高原カントリークラブにて、恒例の青年部ゴルフ大会が盛大に行われ、木曽支部は団体戦では惜しくも準優勝に終わりましたが、皆さんに健闘していただきました。台風の動向が危惧され、天気が危ぶまれましたが、大きな崩れもなく無事に終了することが出来ました。

2日間の日程を無事に終えることが出来たのも、青年部員各位、また関係者各位の協力があってこそその結果だと感謝いたしております。ありがとうございました。

今後共木曽法人会青年部の活動にご理解・ご協力をいただき、また多くの会員に参加していただけるようお願い申し上げます。

青年部長 青木孝尚



木祖村支部
女性部

クリスマスに“いるどり”をプラス ～ハーバリウム講習会開催～

木祖村支部女性部ハーバリウム講習会が、10月24日に木祖村木工文化センターで開催されました。

今年話題になっているハーバリウムとは、細長い瓶にドライフラワーを入れ、特殊なオイルを入れると花材の美しい色彩を感じ、長く飾っておくことが出来ます。

今回はクリスマスバージョンを作るということで、講師の黒木サチコ先生が用意して下さった、ひのき、ひいらぎ、南天の実など



や、クリスマス用の鈴、星などの飾りを細長い瓶に、ピンセットなどで入れていきます。先生は、「瓶に突っ

込んでオイル入れたら終わり」と話されてましたが、先が細長い為、なかなかうまく入れられず、皆さん悪戦苦闘していました。どこからか、ため息も聞こえてきたり…。それでもオイルを入れてみると、瓶の外側から見えるドライフラワーや飾りが、色鮮やかな感じに瓶の上にはサンタさんの置物がくっつき、クリスマスツリーのように見えました。



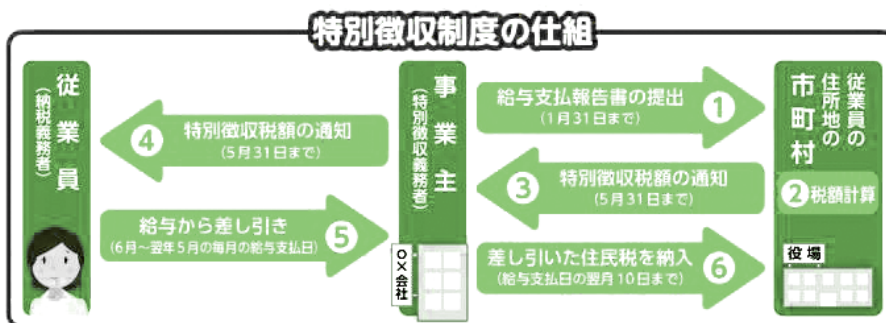
今年も、木祖村の文化祭に出来上がった作品を出展しました。今年のクリスマスには、素敵な飾りになると思います。

事務局 記

事業主の皆様

平成30年度から、原則全ての事業主が 個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

- ◆地方税法において、従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業主が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納税いただくことが原則となっています。(個人住民税の特別徴収)
- ◆長野県と県内全77市町村は、この個人住民税の特別徴収を徹底するため、平成30年度から、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業主を特別徴収義務者に指定する取組を全県一斉に実施します。
- ◆これに伴い、原則全ての事業主の方は、平成30年6月の給与支払い時から、従業員の個人住民税を給与から差し引いて、市町村に納税いただくこととなります。
- ◆現在、特別徴収を行っていない事業主の方は、特別徴収の実施準備をお願いします。
- ◆なお、次の理由(①～⑥)に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができることとしますが、給与支払報告書を提出いただく際に所定の手続きが必要となりますので、御留意ください。
 - ①総従業員数※が2人以下の事業所
※②～⑥に該当する全ての(他市区町村分を含む。)従業員数を差し引いた人数
 - ②他の事業所で特別徴収されている方
 - ③給与が少なく税額が引けない方
 - ④給与の支払が不定期な方
 - ⑤事業専従者(個人事業主のみ対象)
 - ⑥退職者、退職予定者(5月末日まで)、4月1日に給与の支払を受けていない休職者



【お問い合わせ先】 県庁市町村課 (026-235-7068) 又は最寄りの市町村住民税担当課

7月

- 3日 女性部正副部長会議 (木曾建設会館)
- 15日 県連厚生委員会 (松本市)

8月

- 8日 税務関係団体連絡協議会
(木曾税務署)
- 21日 県連組織委員会 (木曾町やまかの湯)
- 23日 局連法人会長総会・研修会
(さいたま市)
- 30日 第2回理事会 (つたや本店)

10月

- 11日 支部対抗会員親睦ゴルフ大会
(木曾駒高原宇山 C.C.)
- 20日 県連青年部合同例会
(上松町ひのきの里総合文化センター)
- 21日 県連青年部合同例会ゴルフコンペ
(木曾駒高原 C.C.)
- 24日 木祖村支部女性部
ハーバリウム講習会
(木祖村商工会館)

事務局日誌

9月

- 1日 県連事務局長会議 (松本市)
- 4日 広報委員会 (木曾建設会館)
- 7日 研修委員会 (木曾建設会館)
法人税・消費税決算説明会
(木曾町文化交流センター)
- 19日 税の作文・ポスター選考会
(木曾税務署)
- 20日 組織委員会 (木曾建設会館)
- 22日 女性部合同例会 (諏訪市)



木祖村支部サニーヒルへ
ボランティア事業 (9月25日)

- 25日 木祖村支部サニーヒルへ
ボランティア事業
- 27日 青年部役員会 (木曾建設会館)
支部事務局担当職員連絡会議
(木曾町文化交流センター)
- 28日 女性部研修会日帰りバスツアー
(浜名湖)

支部対抗親睦ゴルフ大会開催 — 上松町支部チーム優勝 —

支部対抗ゴルフ大会が10月11日木曾駒高原宇山 C.C. で開催されました。当日は、天気もよく御嶽山がきれいに見えるゴルフ日和となりました。上位3位までの成績で競う支部対抗に4支部と保険会社の5チーム、18名が参加され、熱戦が繰り上げられました。

【支部対抗順位】

- 優勝 上松町支部
- 準優勝 木曾町支部
- 第3位 保険会社チーム

【個人戦順位】

- 優勝 田尻 芳樹 さん (有)田尻)
- 準優勝 榎秋 浩二 さん
(木曾建設産業(株))
- 第3位 小瀬木日出男 さん
(有)小瀬木工所)

ベストグロス

- 榎秋 浩二 さん
(木曾建設産業(株))
(IN 41・OUT 38 GROSS 79)

